

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人 VISIT はちのへと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県八戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、八戸市及びその周辺地域における地場産業振興のための事業、物産品の販路拡大事業、観光客の誘客促進に関する事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活及び文化の向上、福祉の増大に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、八戸市及びその周辺地域における次の事業を行う。

- (1) 地場産業に関する新製品及び新商品の研究、開発及び調査に関する事業
- (2) 地場産業に関する展示及び普及拡大に関する事業
- (3) 地場産業に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (4) 地場産業に関する人材育成に関する事業
- (5) 地場産業に関する需要開拓に関する事業
- (6) 伝統工芸品及び技術の伝承に関する事業
- (7) 住民との交流に関する事業
- (8) 施設賃貸及び管理運営に関する事業
- (9) 公共施設の管理運営に関する事業
- (10) 受託事業の実施に関すること
- (11) 物産の販路開拓と商品取引の斡旋に関する事業
- (12) 商品の品質、意匠、技術等の改善についての調査研究及び指導に関する事業
- (13) 物産の宣伝及び各種物産展、見本市等の開催・参加に関すること

- (14) 市場の確立・強化に必要な情報収集に関する事業
- (15) 観光客の誘客促進に関する事業
- (16) 観光客の受け入れ態勢の推進に関する事業
- (17) 観光及び郷土芸能の紹介・宣伝に関する事業
- (18) 物産及び観光資源の開発及び活用に関する事業
- (19) 郷土文化の保存及び育成に関する事業
- (20) 観光諸行事の企画及び実施に関する事業
- (21) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (22) 関連団体との連携に関すること
- (23) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第10条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名以上が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監

査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第93条第3項又は第101条第3項に該当する場合は、この限りでない。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会員

(会員)

第35条 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を会員とすることができる。

(入会)

第36条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第37条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第38条 会員は、退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第39条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(2) 会費を2年以上滞納したとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該理事会の日から1週間前までにその旨を通知し、理事会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第40条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき。

(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第41条 前3条の規定により会員資格を喪失した会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、これを返還しない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功

の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は小林 眞、副理事長は浜谷 豊美、奈良岡 修一、専務理事は石塚 勝栄とする。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
土地	八戸市一番町一丁目9番3 宅地 313.39 m ² 八戸市一番町一丁目9番11 宅地 175.17 m ²
建物	八戸市大字尻内町字内矢沢15番地20、 八戸市一番町一丁目9番地22 家屋番号 15番20 会館 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付9階建 床面積 8,632.63 m ² 物置 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 床面積 24.96 m ² 八戸市大字尻内町字内矢沢15番地19、64番地2 八戸市大字尻内町字人形場6番地5、11番地7、12番地3 家屋番号 15番19 駐車場 鉄骨造陸屋根8階建 床面積 10,141.05 m ²

1. 平成25年8月21日 一部改正 第21条関係（評議員会運営規則の追加）
2. 平成26年6月12日 一部改正 第19条（決議）第3項、第26条（役員任期）第4項 字句の整備
3. 平成31年4月1日 一部改正 第1条（名称）、第3条（目的）、第4条（事業）、第10条（評議員の定数）、第22条（役員設置）、第35条（会員）、第36条（入会）、第37条（入会金及び会費）、第38条（任意退会）、第39条（除名）、第40条（会員資格の喪失）、第41条（会費等の不返還）、第45条（事務局） 吸収合併に伴う変更